

温泉部会審議結果 (令和4年度第1回)

(静岡県環境審議会 温泉部会)

1 温泉法に基づく土地掘削、増掘及び動力装置の許可申請について

(1) 答申までの経過

令和4年6月28日 環境審議会へ諮問

令和4年6月30日 温泉部会付託

令和4年7月15日 温泉部会審議

令和4年7月22日 環境審議会答申

(2) 諮問内容及び審議結果

| 番号 | 諮 問 内 容 | | | 審 議 結 果 |
|----|---------|---------------|--------------------------------|---------------------|
| | 行為 | 掘削等の場所 | 概 要 | |
| 1 | 掘削 | 熱海市伊豆山 | 保護地域 深度 600m 口径 75mm | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 2 | 掘削 | 富士市大淵 | 一般地域 深度 1500m 口径 100A | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 3 | 増掘 | 熱海市銀座町 | 保護地域 深度 68.5m→146m 口径 75mm | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 4 | 動力装置 | 熱海市銀座町 | 保護地域 エアリフトポンプ 3.7kw 18.9ℓ/分 | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 5 | 動力装置 | 賀茂郡東伊豆町 白田 | 保護地域 エアリフトポンプ 5.5kw 30ℓ/分 | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 6 | 動力装置 | 熱海市林ガ丘町 | 保護地域 エアリフトポンプ 11kw 64.4ℓ/分 | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 7 | 動力装置 | 熱海市網代 | 準保護地域 水中ポンプ 15kw 80ℓ/分 | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 8 | 動力装置 | 伊東市湯田町 | 保護地域 水中ポンプ 0.75kw 65ℓ/分 | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 9 | 動力装置 | 伊東市湯田町 | 保護地域 タービンポンプ 1.5kw 135ℓ/分 | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 10 | 動力装置 | 伊豆の国市長岡 | 保護地域 水中ポンプ 3.7kw 85ℓ/分 | 申請のとおり許可することが適当である。 |
| 11 | 動力装置 | 沼津市内浦三津 | 一般地域 水中ポンプ 11kw 0.9ℓ/分 | 申請のとおり許可することが適当である。 |

2 【参考】温泉法

| |
|--|
| 第一条(目的) この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| 第三条(土地の掘削の許可) 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 |
| 第十一条(増掘又は動力の装置の許可等) 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 |
| 第三十二条(審議会その他の合議制の機関への諮問) 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項、第九条、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。 |

○手数料：掘削申請 14万円、増掘申請 13万円、動力装置申請 11万円

